

# 地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果

(令和2年4月1日現在)

・ 会計年度任用職員制度が導入された令和2年4月1日現在の地方公務員の臨時・非常勤職員の実態調査を実施

**【対象団体】** 都道府県、指定都市及び市区町村等(一部事務組合等を含む。) 計3,272団体

**【対象職員】** 令和2年4月1日現在の会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員 ※

※ 前回調査(平成28年度)までは、「任用期間が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上」の職員を対象に調査。

令和2年度は前回調査対象に加え、制度の移行状況を把握するための参考として、それ以外の臨時・非常勤職員についても調査。

**【主な調査項目】** ・ 会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の人数(職種別)  
・ パートタイム会計年度任用職員の勤務時間区分ごとの人数  
・ 会計年度任用職員の給料(報酬)額 等

※ 調査人数については、特に記載がない場合は「任用期間が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上」の臨時・非常勤職員について的人数。

会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2)：

令和2年4月1日から導入された一般職の非常勤職員で、一会計年度を超えない範囲内で任用され、標準的な業務の量に応じてフルタイムの職とパートタイムの職に区分される。常時勤務を要する職とは職務の内容や性質が異なるが、服務及び懲戒、給付、勤務時間及び休暇など、常勤職員と同様に地方公務員法が適用される。

臨時的任用職員(同法第22条の3)：

常時勤務を要する職に欠員が生じた場合、緊急のとき・臨時の職など正式任用の手続を経るいとまがないときにその例外として認められ、勤務時間は常勤職員と同じフルタイムで任用される。

特別職非常勤職員(同法第3条第3項第3号)：

専門的な知識経験等を有する者が就く職であって、その職の性質上、公務に従事する時間や期間も短く、随時、地方公共団体の業務に参画する労働者性の低い職で任用される。

# 1 臨時・非常勤職員の人数

- 職員数は69.4万人で、平成28年度調査の64.3万人から5.1万人増加。
- 任用の適正化等により、特別職非常勤職員や臨時的任用職員が大幅に減少する一方で、一般職非常勤職員（令和2年4月から会計年度任用職員）が大幅に増加。
- 任用根拠別では、会計年度任用職員が62.2万人（89.6%）で最も多い。  
団体区分別では、市区が36.4万人（52.4%）で最も多く、次いで都道府県が16.2万人（23.4%）、町村が8.1万人（11.7%）、指定都市が7.0万人（10.1%）となっている。

（単位：人）

区 分		計	（参考）前回調査（平成28年度）との比較		
			計	増減数	増減割合
任用 根拠 別	会計年度任用職員 (H28：一般職非常勤職員)	622,306 (89.6%)	167,033	455,273	272.6%
	臨時的任用職員	68,498 (9.9%)	260,298	▲191,800	▲73.7%
	特別職非常勤職員	3,669 (0.5%)	215,800	▲212,131	▲98.3%
総 数		694,473 (100.0%)	643,131	51,342	8.0%
団体 区 分別	都道府県	162,492 (23.4%)	138,393	24,099	17.4%
	市区町村等	531,981 (76.6%)	504,738	27,243	5.4%
	指定都市	70,060 (10.1%)	58,046	12,014	20.7%
	市区	363,993 (52.4%)	356,789	7,204	2.0%
	町村	81,111 (11.7%)	73,499	7,612	10.4%
	一部事務組合等	16,817 (2.4%)	16,404	413	2.5%

参 考	
任用期間6か月未満、又は 勤務時間が19時間25分/週 未満	
279,163	(64.7%)
6,229	(1.4%)
145,881	(33.8%)
431,273	(100.0%)
106,363	(24.7%)
324,910	(75.3%)
49,268	(11.4%)
230,009	(53.3%)
41,760	(9.7%)
3,873	(0.9%)

## 2 会計年度任用職員について

### (1) 総数

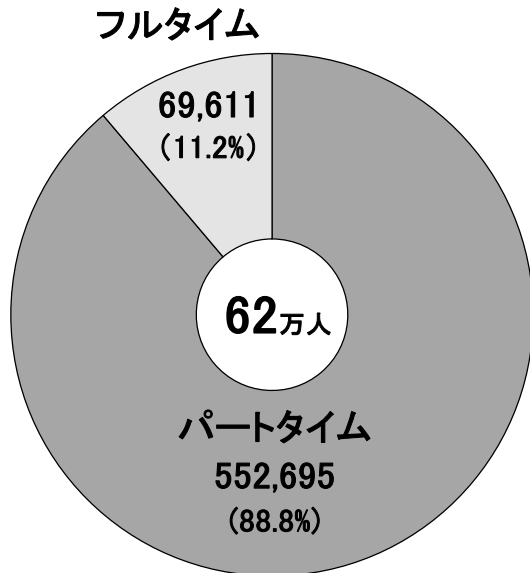
- 会計年度任用職員の総数は62.2万人で、そのうち、フルタイムで任用されている職員は7.0万人で全体の11.2%、パートタイムで任用されている職員は55.3万人で全体の88.8%を占めている。

フルタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者

パートタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べ短い時間である者

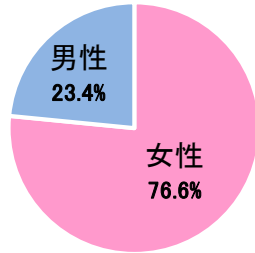


(単位：人、割合)

任用区分	人数
会計年度任用職員	622,306 (100.0%)
フルタイム	69,611 (11.2%)
パートタイム	552,695 (88.8%)

## 2 会計年度任用職員について

### (2) 性別



- 会計年度任用職員の約4分の3を女性が占めている。  
女性 476,403人 (76.6%) 男性 145,903人 (23.4%)

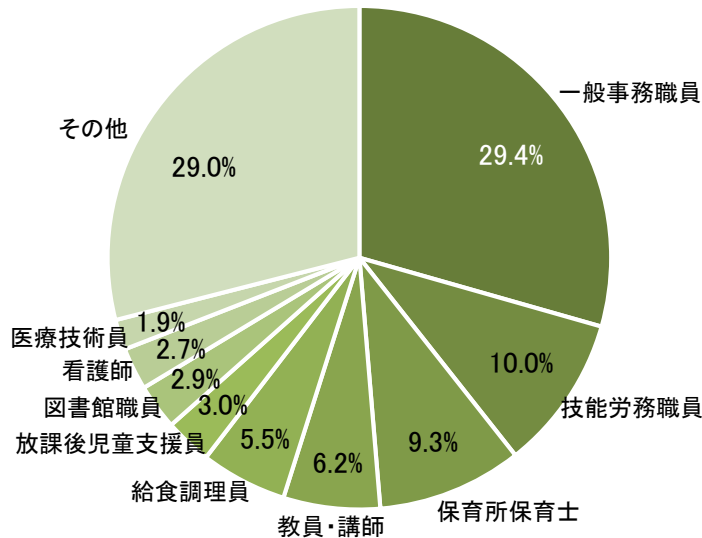
### (3) 職種別

- 会計年度任用職員の約3割が「一般事務職員」であり、次いで「技能労務職員」、「保育所保育士」が多くなっている。

「一般事務職員」：事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者をいう。

「技能労務職員」：給食調理員を除く技能・労務系の職務を行う者をいう。

(単位:人)



区 分	会計年度任用職員			
	構成比	フルタイム	パートタイム	
一般事務職員	183,029	29.4%	15,848	167,181
技能労務職員	61,923	10.0%	7,545	54,378
保育所保育士	57,937	9.3%	16,653	41,284
教員・講師	38,646	6.2%	3,198	35,448
給食調理員	34,511	5.5%	3,627	30,884
放課後児童支援員	18,750	3.0%	472	18,278
図書館職員	18,185	2.9%	1,244	16,941
看護師	16,911	2.7%	2,962	13,949
医療技術員	12,061	1.9%	1,874	10,187
その他	180,353	29.0%	16,188	164,165
合 計	622,306	100.0%	69,611	552,695

## 2 会計年度任用職員について

### (4) 団体区分別・職種別の状況

- 団体区分別では、市区が36.1万人（58.1%）で最も多く、次いで都道府県が10.6万人（17.0%）、町村が8.0万人（12.9%）、指定都市が5.8万人（9.4%）となっている。
- 全ての団体区分で「一般事務職員」が最も多くなっている。  
次いで、都道府県では「技能労務職員」、「教員・講師」が多く、指定都市・市区・町村では「保育所保育士」、「技能労務職員」が多い。

(単位：人)

区 分		一般事務職員	技能労務職員	保育所保育士	教員・講師	給食調理員	放課後児童支援員	図書館職員	看護師	医療技術員	その他
都道府県	105,843 (17.0%)	40,958	12,863	9	8,523	1,560	0	996	3,342	2,351	35,241
市区町村等	516,463 (83.0%)	142,071	49,060	57,928	30,123	32,951	18,750	17,189	13,569	9,710	145,112
指定都市	58,295 (9.4%)	20,975	4,793	6,444	1,796	3,332	1,589	2,077	1,130	1,440	14,719
市区	361,346 (58.1%)	97,909	32,754	41,370	21,679	21,873	14,713	12,458	9,083	6,747	102,760
町村	80,320 (12.9%)	17,860	8,807	10,056	6,564	6,960	2,446	2,634	1,709	1,027	22,257
一部事務組合等	16,502 (2.6%)	5,327	2,706	58	84	786	2	20	1,647	496	5,376
合 計	622,306 (100.0%)	183,029 (29.4%)	61,923 (10.0%)	57,937 (9.3%)	38,646 (6.2%)	34,511 (5.5%)	18,750 (3.0%)	18,185 (2.9%)	16,911 (2.7%)	12,061 (1.9%)	180,353 (29.0%)

※ 各団体区分のうち、任用人数の多い上位3つの職種に網掛けをしている。

## 2 会計年度任用職員について

### (5) パートタイム会計年度任用職員の勤務時間別職員数

○ パートタイム会計年度任用職員の1週間あたりの勤務時間は、「23時間15分以上31時間00分未満」が最も多い。

この区分帯は、例えば、週3日勤務(1日7時間45分、週23時間15分)、週4日勤務(1日7時間、週28時間)、週5日勤務(1日6時間、週30時間)のような勤務時間を設定する場合に該当する。

(単位：人)

1週間あたりの勤務時間		主な職種								
		一般事務職員	技能労務職員	保育所保育士	教員・講師	給食調理員	放課後児童支援員	図書館職員	看護師	医療技術員
19時間25分以上 23時間15分未満	66,532 (12.2%)	14,407 (8.7%)	6,249 (11.8%)	7,026 (17.0%)	5,898 (16.7%)	4,892 (16.0%)	3,939 (22.6%)	2,039 (12.3%)	1,416 (10.5%)	737 (7.6%)
23時間15分以上 31時間00分未満	253,189 (46.6%)	82,864 (50.2%)	22,232 (41.8%)	11,802 (28.6%)	13,884 (39.4%)	10,780 (35.3%)	10,890 (62.6%)	7,838 (47.3%)	6,001 (44.4%)	4,762 (48.9%)
31時間00分以上 37時間30分未満	157,411 (29.0%)	51,802 (31.4%)	16,678 (31.4%)	10,749 (26.1%)	11,876 (33.7%)	9,059 (29.7%)	2,079 (11.9%)	4,644 (28.0%)	4,270 (31.6%)	3,035 (31.1%)
37時間30分以上	66,267 (12.2%)	15,978 (9.7%)	7,965 (15.0%)	11,661 (28.3%)	3,620 (10.3%)	5,786 (19.0%)	496 (2.8%)	2,056 (12.4%)	1,843 (13.6%)	1,210 (12.4%)

※ 令和2年10月に行った追加調査項目で回答率98.3%のため、総数と一致しない。

※ 職種のうち、最も任用人数の多い勤務時間区分に網掛けをしている。

## 2 会計年度任用職員について

### (6) 主な職種における給料（報酬）の状況

- 各団体における主な職種について、最も多くの職員に適用されている給料（報酬）の額を調査。
- 任用団体数が最も多い「事務補助職員」については、1時間当たりの給料（報酬）の額が「900円超 1,000円以下」の区分に属する団体が多く、団体ごとに単純平均した平均額は「990円」となっている。

(単位：団体)

職種	任用 団体数	1時間当たりの給料（報酬）の額※ <sup>1</sup>						平均額※ <sup>2</sup>	
		900円以下	900円超 1,000円以下	1,000円超 1,100円以下	1,100円超 1,200円以下	1,200円超 1,300円以下	1,300円超	R 2	(参考) H 2 8※ <sup>3</sup>
事務補助職員※ <sup>4</sup>	2,269	546	1,023	364	200	70	66	990円	919円
給食調理員	1,523	249	604	375	163	64	68	1,014円	-
保育所保育士	1,378	14	152	373	382	289	168	1,156円	1,055円

(単位：団体)

職種	任用 団体数	1時間当たりの給料（報酬）の額※ <sup>1</sup>							平均額※ <sup>2</sup>	
		1,000円以下	1,000円超 1,300円以下	1,300円超 1,600円以下	1,600円超 1,900円以下	1,900円超 2,200円以下	2,200円超 2,500円以下	2,500円超	R 2	(参考) H 2 8※ <sup>3</sup>
教員講師(義務教育)	1,437	129	475	265	145	208	104	111	1,583円	1,385円

※<sup>1</sup> 「1時間当たりの給料(報酬)の額」には、地域手当(それに相当する報酬)を含む。

※<sup>2</sup> 「平均額」は、該当団体数の単純平均値

※<sup>3</sup> 前回調査(平成28年度)は、事務補助職員、保育所保育士、教員講師(義務教育)の3職種のみ公表

※<sup>4</sup> 「事務補助職員」は、一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者

※ 各職種のうち、最も団体数の多い給料(報酬)の額区分に網掛けをしている。

### 3 その他の臨時・非常勤職員について

#### (1) 臨時的任用職員

- 臨時的任用職員の総数は6.8万人で、そのうち、都道府県が81.4%、指定都市が15.4%となっている。
- 職種では「教員・講師」が8割以上を占めている。

※ 学校の教員については、児童生徒数が年度開始時点で確定しない場合に対する時限的な教員の確保といった臨時の職などが該当する。

(単位：人、構成比)

区 分	合 計	主な職種			
		教員・講師※	一般事務職員	技能労務職員	医療技術員
都道府県	55,790 (81.4%)	48,651 (87.2%)	3,546 (6.4%)	1,309 (2.3%)	399 (0.7%)
市区町村等	12,708 (18.6%)	10,589 (83.3%)	1,118 (8.8%)	198 (1.6%)	91 (0.7%)
指定都市	10,534 (15.4%)	9,638 (91.5%)	666 (6.3%)	26 (0.2%)	43 (0.4%)
市区	1,622 (2.4%)	844 (52.0%)	285 (17.6%)	99 (6.1%)	32 (2.0%)
町村	262 (0.4%)	64 (24.4%)	58 (22.1%)	26 (9.9%)	12 (4.6%)
一部事務組合等	290 (0.4%)	43 (14.8%)	109 (37.6%)	47 (16.2%)	4 (1.4%)
合 計	68,498 (100.0%)	59,240 (86.5%)	4,664 (6.8%)	1,507 (2.2%)	490 (0.7%)

※ 県費負担教職員は、任命・給与負担を行う都道府県・指定都市で計上している。

※ 各団体区分のうち、最も任用人数の多い職種に網掛けをしている。



### 3 その他の臨時・非常勤職員について

#### (2) 特別職非常勤職員

- 特別職非常勤職員の総数は3,669人、そのうち、指定都市が33.6%、市区が27.9%となっている。
  - 職種では、顧問・参与（地方公共団体に対して助言を行う職）や調査員等が約5割を占め、次いで「医師（学校医や学校歯科医、公立病院又は診療所の嘱託医として診断を行う職）」が多い。
- ※ 参考のとおり特別職非常勤職員のほとんどが任用期間6か月未満、又は、勤務時間が19時間25分／週 未満の職員となっている。

(単位：人、構成比)

区分	合計
都道府県	859 (23.4%)
市区町村等	2,810 (76.6%)
指定都市	1,231 (33.6%)
市区	1,025 (27.9%)
町村	529 (14.4%)
一部事務組合等	25 (0.7%)
合計	3,669 (100.0%)

主な職種	
顧問、参与、 調査員等	医師
356 (41.4%)	458 (53.3%)
1,388 (49.4%)	993 (35.3%)
716 (58.2%)	397 (32.3%)
347 (33.9%)	478 (46.6%)
318 (60.1%)	114 (21.6%)
7 (28.0%)	4 (16.0%)
1,744 (47.5%)	1,451 (39.5%)

参 考
任用期間6か月未満、又は 勤務時間が19時間25分／週 未満
35,285 (24.2%)
110,596 (75.8%)
16,217 (11.1%)
78,874 (54.1%)
15,084 (10.3%)
421 (0.3%)
145,881 (100.0%)

※ 各団体区分のうち、最も任用人数の多い職種に網掛けをしている。

# － 前回調査（H28年度）との比較 －

## 平成28年度調査

64.3万人

特別職非常勤職員

21.6万人

一般職非常勤職員

16.7万人

臨時的任用職員

26.0万人

（調査対象外）

任用期間：6か月以上

かつ

19時間25分/週（フルタイムの半分）以上

（調査対象）

- 臨時・非常勤職員の任用形態が多様であることから、一定の条件で対象となる職員を絞って調査。

新制度に移行

### <任用の適正化>

【特別職非常勤職員】

「専門的な知識経験等を有する者が就く職」へ要件を厳格化

【会計年度任用職員】

一般職の非常勤職として新たな制度を創設

⇒ 改正前の特別職・臨時的任用から職務内容に適合した任用に大きくシフト

【臨時的任用職員】

「常勤職員に欠員が生じた場合に、その代替として就く職」へ要件を厳格化

## 令和2年度調査

69.4万人

〔43.1万人〕

0.4万人

〔14.6万人〕

会計年度任用職員

62.2万人

〔27.9万人〕

6.8万人

〔0.6万人〕

任用期間：6か月以上

かつ

19時間25分/週（フルタイムの半分）以上

（調査対象）

- 会計年度任用職員制度への移行状況を把握するための参考として、前回調査対象に加え、それ以外の臨時・非常勤職員についても調査。